

鑑賞用の除外が「蟻の一穴」に？ 道の拙速な進め方に不安の声も

■「GM条例」の制定から16年、定例道議会に一部改定を提案

全国に先駆けて2005年に制定された「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」(GM条例)が今、転換期を迎えている。

当初は食用や飼料用を対象作物に想定したが、この夏から鉢物のGMコチョウラン(ファレノプシス)が店頭販売されるという。そこで道は、両用途以外のGM作物を適用対象外とする条例の改正案を6月14日開会の定例道議会に提案する。

GM条例は、クリーン・有機農業や道産食品の認証など北海道独自の施策を盛り込んだ「食の安全・安心条例」とセットで制定された。GM大豆やGMイネの試験再度排などが始まる中で、03年の道議会で「GM作物を承認しない」などを盛り込んだ意見書が全会一致で採択される——といった経緯を受けたものだ。

法律で承認されたGM作物を自治

体が禁止できないため、あくまで「交雑や混入などの防止」を図るのが目的で、違反した場合は罰金や懲役が科せられる。施行から16年の歳月が流れたが、栽培承認申請は一度もなく、条例の効果は十分あった。

しかし近年、当初は想定しなかった事態が起きている。カルタヘナ法に基づき、3品目の遺伝子組み換え花卉が承認されるに至ったからだ。このうちカーネーション(8件)とバラ(2件)は切り花用に開発されたが、コチョウラン(1件)は鉢植えのまま消費者が購入する。現条例に基づくと、鉢植えも「栽培」と見なされ、購入者は近隣住民への説明会や知事に対する承認申請、手数料の支払いが必要になる。

そこで道は、GMコチョウランの流通前の条例改定に乗りだした。道農政部の山口和海・食の安全推進局長がこう話す。

「すでにGMのカーネーションやバラは流通しており、このままだと抜け穴ができる。条例の理念を堅持するため、観賞用を除外し、守るべき作物(食用や飼料用)を守りたい」

4月下旬から1カ月間、道が募集したパブリックコメントには、11団体5個人が30件の意見を寄せた。

「飛散交雑により自然生態系に影響を与える可能性があるものについては、適用のままお願いしたい」「改正までの期間が短く、十分な議論が行なわれないまま拙速に進められることは遺憾だ」

「環境、植物の影響だけでなく、北海道のイメージ、世論など、あらゆることへの影響を検証しながら、慎



6月6日に開かれた「北海道食の安全・安心委員会」

重に議論が進められることを願う」「ユリのように花は観賞に供し、根は食料になる作物もある。鑑賞用と称して将来、どのようなGM作物が開発されるかも予見できない」

などの慎重・反対意見がほとんどで、賛成意見は1件のみだった。

6月6日の「北海道食の安全・安心委員会」でも慎重意見があった。

「バラ全体をローズヒップとして利用すると、GM体そのものを食べることになる。鉢植えで購入した花を庭に植える人もおり、環境にエスケープする可能性がある」(鈴木卓・北大大学院農学研究院教授)

『北海道の食は安全』として制定された条例の後退につながる(平田聡之・北大北方生物圏フィールド科学センター助教)

「現行の条例を残すことで、道がGM作物にきびしい態度で臨むことも選択肢になるのではないか」(臼井栄三・公募委員)

同委員会は「道民に対し丁寧な説明を行なう」など3項目の付帯意見を添え、改正案にお墨付きを与えた。一連の経緯は拙速さは否めず、どこまで道民は理解できるだろうか…。

(ルポライター・滝川康治)